

寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 （略） （課等及び担当の設置） 第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。 ～略～ 総務部 総務課 秘書担当 <u>行政管理担当</u> 人事課 人事給与担当 職員力推進担当 財産管理課 庁舎管理担当 資産経営担当 税務収納課 町民税担当 資産税担当 収納担当 ～略～ （課等の事務分掌） 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 ～略～ 総務部 総務課 秘書担当 （1）～（8）（略） 行政管理担当 （1）～（16）（略） <u>（加える）</u> ～略～	第1条 （略） （課等及び担当の設置） 第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。 ～略～ 総務部 総務課 秘書担当 <u>行政管理担当</u> <u>臨時特別給付金担当</u> 人事課 人事給与担当 職員力推進担当 財産管理課 庁舎管理担当 資産経営担当 税務収納課 町民税担当 資産税担当 収納担当 ～略～ （課等の事務分掌） 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 ～略～ 総務部 総務課 秘書担当 （1）～（8）（略） 行政管理担当 （1）～（16）（略） <u>臨時特別給付金担当</u> <u>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。</u> ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>